平成２７年（フ）第３２号
山形県最上郡舟形町富田363番地
破産者　髙橋　勝英
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第６５号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原372番地の１、前住所福島県会津若松市山見町325番地　木村ハイツ２号室
破産者　渡部　浩史
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原372番地の１、前住所福島県会津若松市山見町325番地　木村ハイツ２号室
破産者　渡部　麻衣（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
埼玉県八潮市大字南川崎532番地１　リコテラスＴＸ608号
破産者　久米しづか
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
埼玉県三郷市戸ケ崎3124番地58
破産者　元木　秋雄
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
埼玉県八潮市中央４丁目15番地７　松井荘101号室
破産者　金城　英樹
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
福岡県糟屋郡久山町大字山田1744番地１　アークトゥルス203号
破産者　佐熊　克良
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９６号
福岡市東区箱崎２丁目36番22号
破産者　藤野　幸男
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１４号
福岡市南区警弥郷２丁目14番12―401号
破産者　山口　効彰（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１０号
福岡市博多区博多駅東２丁目13番23号
破産者　高橋　加奈
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８号
鹿児島県出水市福ノ江町838番地
破産者　橋元　　誠
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4011番地１
破産者　掛橋菜奈子
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
盛岡市上田堤１丁目９番14号　アメニティＭ＆Ｍ101号、旧住所盛岡市桜台１丁目13番28号
破産者　吉田　英子
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７号
盛岡市三本柳10地割56番地２、申立時の住所盛岡市黒川８地割24番地５、前住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷111番地11
破産者　藤村　尚子（旧姓中里）
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第５地割47番地１　大槌町大槌第５仮設団地Ａ―11―４
破産者　三浦　　毅
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６号
秋田市八橋大畑２丁目２番13号　ラポールナガトＸ22号、前住所秋田市中通３丁目４番58号　パレロワイヤル401
破産者　アトリエイーハトーブこと　佐藤　妙子
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
福島県須賀川市芦田塚197番地　県営４―28号、前住所福島県須賀川市あおば町656番地
破産者　髙林由美江
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４３９号
横浜市都筑区北山田３丁目27番３―716号、開始決定時の住所横浜市都筑区すみれが丘35番地15　エクセルライフ栗原Ｂ―２
破産者　石川　智則
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部